



議案第十一号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿貳日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）中「一、五〇〇〇円」を「一、三三〇〇円」に、「一、五八〇〇〇円」を「一、七二〇〇〇円」に、「一、三三〇〇〇円」を「一、四四〇〇〇円」に、「一、〇〇〇〇〇円」を「一、一八八〇〇円」に、「三〇〇〇〇円」を「三三〇〇〇円」に、「五五〇〇〇円」を「六六〇〇〇円」に、「七〇〇〇〇円」を「八〇〇〇〇円」に、「三〇〇〇円」を「三三〇〇〇円」に、「五五〇〇〇円」を「六六〇〇〇円」に、「七〇〇〇〇円」を「八〇〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。